

「共に生きるアーツ～障がいのある子供たちと芸術家によるコンサートと展示会～」

文化庁では平成29年3月28日に、障害の有無に関わらず、お互いを尊重しながら共に生きる社会の実現に寄与することを目的として、「共に生きるアーツ - 障がいのある子供たちと芸術家によるコンサートと展示会 -」を実施。特別支援学校に芸術家が訪問し、事前練習を行った。練習では障害の種別（身体、知的、

精神等）、その程度も様々であり、個々の障害特性により困難なこともあったが、芸術家とともに乗り越えて、ひとつの舞台を創り上げた。

コンサート当日は、障害のある子供たちやアーティストによる造形作品の展示や横溝さやかさんによるライブペインティング、書家の金澤翔子さんによる書道パフォーマンス、障害のある優れた芸術家との対談、障害のある子供たちと芸術家による体験型コンサートを実施した。障害のある子供たちと芸術家による体験型コンサートについては、視覚障害を負った幼少期にヴァイオリンを始め、現在イギリスと日本を拠点にソリストとして活躍している河島成道さんや、東京都八王子特別支援学校の生徒の合唱とオーケストラとの共演も行われたほか、障害のある子供たちがオーケストラの中に入り、音楽の振動の体験や、



書家の金澤翔子さんによる揮毫

耳の聞こえない芸術家であったベートーベンにより作曲された交響曲第9番のオーケストラに合わせた合唱を行った。障害のある子供たち、障害のある芸術家、障害のない芸術家それぞれにとって、互いを理解し、ともにひとつのものを創り上げるかけがえのない時間となった。

スポーツ・文化・ワールド・フォーラムにおける 障害者芸術の取組

平成28年10月に行われたスポーツ・文化・ワールド・フォーラムにおける障害者の優れた芸術活動をテーマとしたシンポジウムでは、文化芸術による社会的包摂の取組を進めていくことによる多様性を尊重する社会の実現、ひいては芸術文化のさらなる発展へとつながるような様々な取組について議論した。

「ここから—アート・デザイン・障害を考える3日間」では、国立新美術館において障害者とアート・デザインの未来をめぐる展覧会を開催。「オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである」という「オリンピズムの根本原則」に向けて、あらゆる人々が新たな意識で生きるための一步を踏み出すことを目標に、本展覧会を「ここから」と名付けた。展覧会では、我が国における現時点での障害のある方による優れた芸術作品や障害のある方のための優れた取組等を紹介した。

「バリアフリー映画上映会」では、文化芸術による社会的包摂の取組の一環として、最新技術によるバリアフリー映画字幕及び音声ガイドを用いて、障害のある方々が不自由なく映画を鑑賞し、障害の有無にかかわらずあらゆる人々が共に楽しむことができる映画上映会を開催した。

また、ロームシアター京都において開催された「車イスダンス・アール・ブリュット展」では、パフォーマンス団体による車イスダンスの公演や、社会福祉法人等による展示企画を実施した。

このように、アート・映画・パフォーマンスの分野において、障害の有無にかかわらずあらゆる人がともに芸術活動を創造し鑑賞する場が設けられ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた共生社会へのレガシー創出に寄与する取組となった。



障害者の芸術活動等に係る国際シンポジウム

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化活動例（大相撲beyond2020場所）

2020年は、文化プログラムを通じて日本の文化を世界に発信する絶好の機会である。

大相撲では、現状、外国人や障害者の方々へ十分な観戦機会の提供がなされていない。こうした現状を踏まえ、2020年に向けて、大相撲の国際発信力や、障害者の方々のアクセシビリティの強化等、共生社会実現に向けた課題解決のため、「大相撲beyond2020場所」を開催した。

「大相撲beyond2020場所」は平成28年10月に一日特設イベントとして開催し、外国人や障害者の方々を中心に約3,000名が参加した。聴覚障害者向けに手話通訳の実施や解説用モニターの設置、視覚障害者向けには、点字による当日プログラムを配布するなど、障害者の方々が観覧しやすいよう配慮するとともに、外国語可能なスタッフの配置、日英2か国語による場内放送等、外国人への対応を強化するなど、普段、観戦機会の提供が十分になされていない外国人や障害者の方々に向けた様々な対応を実施した。

今回は、試行的な取組として実施したが、2020年に向けて同様の取組が全国で展開されることにより、日本文化を国内外に発信していくとともに、共生社会の実現に繋げていく。



聴導犬と共に観戦



手話及びモニターによる解説

6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

(1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、

装具、車椅子、盲人安全つえ、補聴器等の補装具の購入又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものであり、地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の

■ 図表3-3-14 福祉用具JISの制定・改正・廃止状況

施策年度	施策内容
平成16年度	介護保険法対象品目についてのJIS化調査開始
平成17年度	在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【制定】
平成18年度	手動車いす（JIS T9201）【改正】 電動車いす（JIS T9203）【改正】
平成19年度	電動立上り補助いす（JIS T9255）【制定】 家庭用段差解消機（JIS T9252）【改正】
平成20年度	移動・移乗支援用リフト関係5規格（JIS T9241-1～5）【制定】 車いす用可搬形スロープ（JIS T9207）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
平成21年度	入浴用品3規格（JIS T9257～59）【制定】 ハンドル形電動車いす（JIS T9208）【制定】
平成22年度	福祉用具一ポータブルトイレ（JIS T9261）【制定】 福祉用具一和式洋式変換便座（JIS T9262）【制定】 福祉関連機器用語〔支援機器部門〕（JIS T0102）【改正】
平成23年度	福祉用具一歩行補助具一歩行器（JIS T9264）【制定】 福祉用具一歩行補助具一エルボークラッチ（JIS T9266）【制定】
平成24年度	福祉用具一歩行補助具一歩行車（JIS T9265）【制定】 福祉用具一補高便座（JIS T9268）【制定】 福祉用具一ベッド用テーブル（JIS T9269）【制定】
平成27年度	福祉関連機器用語〔義肢・装具部門〕（JIS T0101）【改正】 車いす用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】 移動・移乗支援用リフト2規格（JIS T9241-1,4）【廃止】 移動・移乗支援用リフト3規格（JIS T9241-2,3,5）【改正】 移動・移乗支援用リフト2規格（JIS T9241-6,7）【制定】 福祉用具一車いすクッション（JIS T9271）【制定】 福祉用具一車いす用テーブル（JIS T9272）【制定】 福祉用具一一体位変換用具（JIS T9275）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
平成28年度	在宅用床ずれ防止用具3規格（JIS T9256-1,2,3）【改正】 福祉用具一据置形手すり（JIS T9281）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【改正】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】 病院用ベッド（JIS 9205）【改正】 手動車椅子（JIS T9201）【改正】 電動車椅子（JIS T9203）【改正】 福祉用具一歩行補助具一シルバーカー（JIS T9263）【制定】

資料：経済産業省

上、柔軟な運用が可能となった。

平成25年度から、「障害者総合支援法」の対象となる難病患者等も、補装具費や日常生活用具給付等事業の対象となった。

なお、身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品の譲渡等については、消費税は非課税とされている。

(2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。

（公益財団法人テクノエイド協会：<http://www.techno-aids.or.jp>）

(3) 研究開発の推進

少子高齢化が進展する中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援することを通じて、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図っている。身体に障害のある人が使用する福祉機器の開発普及等については、真に役立つ福祉機器の開発・普及に繋がるよう、公益財団法人テクノエイド協会に委託して、「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術のシーズの適切な情報連携に努めている。

また、平成22年度より「障害者自立支援機器等開発促進事業」の下、障害当事者側の要望を反映したテーマ募集を行い、各種専門職による評価体制と障害当事者の試験評価を組

み込み、試作機器等を実用的製品化するための開発費用の助成を行っている。

さらに、平成26年度より、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設けるとともに、開発中の機器について、実証実験の場を紹介すること等により、適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的として、「シーズ・ニーズマッチング強化事業」を実施している。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、「障害者の自立と社会参加ならびに生活の質の向上」のために、障害のある人に対する総合的リハビリテーション技術や、福祉機器等に関する研究開発及び評価法の研究開発を行っている。脳からの信号を利用して意思伝達や運動補助などを行うブレインマシン・インターフェース（BMI）技術を用いた自立支援機器等を開発し、実証評価にて完全閉じ込め状態の重度障害者からの意図抽出を可能とするなど研究を推進している。

平成26年度から、支援機器イノベーション創出のための情報基盤構築に関する研究（AMED障害者対策総合研究事業）を行い、支援機器に関するデータベースや障害者、専門職が参画した機器開発の新たな仕組みの検討を行うとともに、軽度認知症者の自立を支援するロボットシステムの研究開発（JST戦略的イノベーション創出推進プログラム）を行っている。

平成5年度より「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づいて、福祉用具の実用化開発事業を推進している。本事業では、高齢者や障害のある人、介護者の生活の質の向上を目的として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の助成

を行っている。制度発足以来、平成28年度までに222件のテーマを採択している。

障害のある人を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を実施している。

また、「新健康フロンティア戦略」においては、障害のある人の社会参加を容易にする技術や身体機能の補完・強化技術等の開発を進めることとしている。

(4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。このため、図表3-3-14のとおり平成16年度から平成28年度までに日本工業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進した。これにより、介護保険対象の主要な品目についてはおおむね標準化が進んでいる。

一方、高齢者や障害のある人等日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインについて、様々な分野で関心が高まっており、これに関連するJISの作成も進めている。

平成28年度までに、JIS Z8071（規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針）を含めて36規格を制定しアクセシブルデザインに関する横断的な評価基準等の作成に向けた検討を行っている。また、JIS Z8071の対応国際規格であるISO/IECガイド71が改正されたことを受け、これを反映する形で平成29年

1月に改正した。この改正により、対象者を従来の「高齢者及び障害のある人々」から「日常生活に何らかの不便さを感じているより多くの人々」へと拡大した。

また、平成26年5月には、JIS S0021（包装－アクセシブルデザイン－一般要求事項）を改正し、既存の規定である「ぎざぎざ状の触覚記号」による洗髪料（シャンプー）の容器の識別に加え、「一直線状の触覚記号」による身体用洗剤（ボディソープ）の容器の識別を規定し、製品への普及が始まっている。

さらに、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）、義肢装具技術委員会（ISO/TC168）、人間工学技術委員会（ISO/TC159）及び包装技術委員会（ISO/TC122）での活動に参加し、ISO/TC173/SC2（用語と分類）では幹事国を、TC173/SC7（アクセシブルデザイン）では議長国及び幹事国を担っている。これらの委員会への日中韓3か国による規格案の共同提案を行い、これまでに10規格が国際規格として発行されている。福祉用具では、座位変換形車いす等について、次の提案に向けて3か国での意見調整、規格原案検討を進めている。

アクセシブルデザインについては、平成26年度に、ISO 17069（アクセシブルデザイン－アクセシブル会議の留意事項及び支援製品）と、ISO 24504（人間工学－アクセシブルデザイン－製品及び構内放送設備の音声放送の音圧レベル）が、また平成27年度にはISO 19026（アクセシブルデザイン－公共トイレの壁面の洗浄ボタン、呼出しボタンの形状及び色並びに紙巻器を含めた配置）、ISO 19027（絵記号を使用したコミュニケーション支援用ボードのためのデザイン原則）と、ISO 19029（アクセシブルデザイン－公共施設における聴覚的誘導信号）が、いずれも日本からの提案で新たに発行された。

課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

〈平成28年度新規採択テーマ例〉

① あらゆる状況に歩行補助できるMy地図端末機器の開発

音声案内をする骨伝導ヘッドホン及び信号機の色判断ができる小型カメラを取り付けたアイウェアを装着することにより、障害物の回避、横断歩道での停止などを装着者に指示し、目的地までの一人歩行が可能となる。



② 視線や目・瞼の動きで意思伝達装置等を操作するスイッチの開発

視線や目・瞼の動きでON/OFFの調整ができる非接触型スイッチにより、ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者等が家族や介助者の手を借りることなく、テレビや照明、コミュニケーション機器等の操作を行うことができる。



7. サービスの質の向上

(1) 障害福祉人材の処遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や、重度化・高齢化に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

このため、これまでも平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）において、「福祉・介護職員処遇改善加算」を創設したことに加え、平成27年度報酬改定においてこの加算を拡充し、職員1人当たり月額平均2.7万円相当の処遇改善を行うなどの取組みを行ってきたところである。

また、更なる処遇改善に取り組むべく、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、平成29年4月には、競合他産業との賃金差がなくなるよう、職員のキャリアアップの仕組みを構築した事業所について職員1人当たり、月額平均1万円相当の改善を行うための臨時的報酬改定を行った。

(2) 第三者評価事業

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、平成12年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、平成26年4月に更なる質の向上のため見直したところである。このガイドライン等については、順次見直しの予定である。

8. 専門職種の養成・確保

(1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）に基づき、社会福祉事業等従事者に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生の実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数208,261人（平成29年3月末）、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む。）や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数1,503,574人（平成29年3月末）を数えることとなった。

イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士を国家資格化する「精神保健福祉士法」が平成9年12月に成立し、平成10年4月から施行された。同年以降、精神保健福祉士は着実に養成されており、有資格者数は76,200人（平成29年3月末）を数えることとなった。

(2) リハビリテーション従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーションの必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

ア 理学療法士、作業療法士

理学療法士及び作業療法士は、身体や精神に障害のある人々に対し、基本的動作能力・応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法を行う専門職である。平成28年4月現在で理学療法士の養成施設は14,012名、作業療法士の養成施設は7,533名の定員が確保されている。

イ 視能訓練士、義肢装具士

両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う視能訓練士、義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う義肢装具士の養成施設についても、平成28年4月現在それぞれ1,233名、333名の定員が確保されている。

ウ 言語聴覚士

音声機能、言語機能及び聴覚に関するリハビリテーション等を行う言語聴覚士が平成10年に国家資格化され、その養成施設は平成28年4月現在、3,056名の定員が確保されている。

(3) 国立専門機関等の活用

国立障害者リハビリテーションセンター学院において、障害のある人のリハビリテーション・福祉に従事する専門職を養成する6

学科を設置するとともに、現に従事している各種専門職に対して、知識・技術向上のための研修を実施している。

情報の保障やコミュニケーションの支援を必要とする視覚障害のある人、聴覚障害のある人の社会参加を進める上で専門職の養成・確保は重要な課題であることから、視覚障害のある人の生活訓練を専門とする技術者を養成する視覚障害学科、聴覚障害のある人の手話通訳を専門とする手話通訳士を養成する手話通訳学科を設けているほか、現任者の技術等の向上のための、視覚障害生活支援研修会、手話通訳士専門研修会も実施している。

また、保健・医療に携わる専門職については、言語聴覚学科、義肢装具学科により養成を行っているほか、脳卒中リハビリテーション看護認定看護師の教育課程、音声言語機能等判定医師研修会、義肢装具士研修会、作業療法士研修会、リハビリテーション心理職研修会、言語聴覚士研修会等を実施している。

さらに、身体に障害のある人の総合的なリハビリテーションのための体育・スポーツの指導を専門とする技術者を養成するリハビリテーション体育学科を設けているほか、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局において、地域ボランティアや住民を対象として、また、福祉教育の一環として教員や

■ 図表3-3-15 福祉専門職の資格登録者（平成29年3月末）

社会福祉士	介護福祉士			精神保健福祉士
	全体	国家試験	養成施設卒業者	
208,261人	1,503,574人	1,161,627人	341,947人	76,200人

注：資格登録者の数は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターからの4半期ごとの報告による。
資料：厚生労働省

■ 図表3-3-16 リハビリテーション従事者の資格登録者（平成28年12月末）

理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士
139,251人	80,124人	13,700人	4,875人	27,249人

資料：厚生労働省

小中学生を対象に、障害のある人に対する正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした研修会等を実施している。

また、知的障害のある人の高齢化や障害の重複化、発達障害のある人に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題であることから、知的障害関係福祉施設等で保護指導の業務に従事する職員を養成する児童指導員科を設けている他、資質向上を図るための研修を実施している。